

各加盟団体代表者様

公益財団法人群馬県スポーツ協会
理事長 松本博崇

まん延防止措置等重点措置の適用の要請に伴う対応等について（1月19日から対応）

平素より、本協会の諸事業につきまして格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、まん延防止措置等重点措置の適用の要請をしたところであり、1月19日以降の部活動の対応について、県教育委員会より別紙（写）のとおり通知がありました。

つきましては、**少年（高校生以下）の活動**は学校における部活動と同様に扱うこととして、下記のとおりとしますので、御協力いただけますようお願いいたします。

記

活動について

- (1) 通常登校時は、実施を可とする。
ただし、指導者立ち会いの下、競技の特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、感染リスクの低い活動にとどめる（生徒のみの自主練習等は不可）。
- (2) 活動に際しては、各地域の感染状況等を踏まえ、活動を担当する指導者のみで実施の可否を判断するのではなく、団体として、各活動の意義や目的に照らして、その必要性を慎重に判断する。
- (3) 今後、感染が更に拡大し、分散登校等になった場合は、活動を休止とする。
ただし、全国大会、関東大会及びその予選会等に参加する場合は、感染防止対策を徹底した上で、必要最小限の活動を可とする。
なお、活動する場合は、活動終了後等に全員が改めて集まることがないようにし、密集した状況を避けるように注意する。
- (4) 合同練習や練習試合、発表会、大会などの他校との交流を伴う活動及び宿泊を伴う活動については、県の内外を問わず行わないこととする。
ただし、全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は、感染防止対策を徹底した上で、認めるものとする。
- (5) 下記事項については、引き続き、指導を徹底する。
 - ① 生徒や指導者等に対し、健康管理の徹底はもとより、本人及び家族等に発熱や体調不良など少しでも異変があった場合は、活動への参加を控えるよう指導する。
 - ② 休憩時間や部室等での更衣時及びミーティング等において、マスクなしの近距離での会話や会話しながらの飲食等を行わないよう指導する。
 - ③ 更衣室等の利用に当たっては、十分な換気を行うとともに、人数を制限して密集を避けるなど、感染防止対策を徹底する。
 - ④ 活動終了後は、速やかに帰宅するよう指導するとともに、帰宅途中の複数での飲食を控えるよう指導する。

— 参考 —

- ・群馬県ホームページ https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00064.html
「県内の新型コロナウイルス感染症に関する情報」が群馬県ホームページに随時更新されますので常に新しい情報を得るようお願いいたします
- ・新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴う学校の対応等について（写）

競技スポーツ課 小林
電話：027-234-5555



高教第311-51号
令和4年1月18日

県立学校長 様

群馬県教育委員会事務局
高校教育課長 天野 正明
特別支援教育課長 町田 英之
健康体育課長 橋 憲市

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴う学校の対応等について

このことについて、令和4年1月11日付け高教第311-50号で、警戒レベルの「1」から「2」への引き上げに伴う対応について通知したところですが、その後も全国で感染力が強いオミクロン株による感染の急速な拡大が続き、本県においても、複数の学校で集団感染が報告されるなど、更なる感染拡大が憂慮される厳しい状況にあります。

こうした状況を受け、本県では、今般、国に対してまん延防止措置等重点措置の適用を要請したところであり、適用期間は1月21日（金）から2月13日（日）までが見込まれています。

ついては、学校における感染の拡大を未然に防止し、児童生徒を感染から守るため、県の警戒レベルは変わらないものの、1月19日（水）以降の学校対応を下記のとおりとします。で、下線部の内容に特に留意し、適切に対応願います。

これから年度末にかけては、児童生徒にとって進路決定に係る特に重要な期間であること等を踏まえ、各学校においては、感染防止に係る教職員及び児童生徒、保護者の意識を更に高め、家庭と連携して感染拡大防止に一層努めるようお願いいたします。

なお、県内外の感染状況により、対応に変更等があった場合は改めて通知します。

記

1 学校の対応について

- (1) 感染防止対策を徹底した上で、当面、通常登校を継続する。ただし、感染リスクの高い教育活動の実施については、引き続き慎重に検討する。
- (2) 今後、感染が更に拡大した場合、学校単位又は全県での分散登校や臨時休業等の実施が想定されることから、各校で実施方法等を十分検討するとともに、ICTを活用した生活及び学習支援が適切に行えるよう計画的に準備する。
- (3) 登校時の検温を含めた感染防止対策を再度徹底するとともに、体調が優れない場合には、速やかに主治医等に相談し、出勤や登校はしないよう、改めて指導する。特に、大学受験等により、外部と接触した場合は、健康観察を確実に行うよう指導する。
- (4) 教職員・児童生徒に、手洗いや手指の消毒、マスクの正しい着用、昼食時の黙食等を含めた基本的な感染防止対策を改めて徹底するとともに、教室等使用する施設の換気に特に留意する。
- (5) 生徒に対して、不要不急の県外への移動は避けるよう指導する。あわせて、人が集まりやすい場所（大型商業施設、カラオケ、ゲームセンター等）への出入りや、休日等における友人等との複数での飲食等を控えるよう指導する。
- (6) アルバイトについては、経済的理由等やむを得ない場合を除き、原則として行わないよう指導する。
- (7) 県外を訪問したり、宿泊を伴ったりする行事等については、必要性を考慮して、延期や中止についても検討する。

2 部活動について

- (1) 通常登校時は、実施を可とする。
ただし、活動は校内に限定（学校施設以外の利用は不可）し、顧問立ち会いの下、競技の特性や活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、感染リスクの低い活動にとどめる（生徒のみの自主練習等は不可）。
また、県の「適正な部活動の運営に関する方針」を踏まえ、活動時間は平日2時間程度、休日3時間程度とし、土・日曜日のいずれか1日を休養日とする。

- (2) 土・日曜日の活動については、各地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで実施の可否を判断するのではなく、学校として、各部活動の意義や目的に照らして、その必要性を慎重に判断する。
- (3) 今後、感染が更に拡大し、分散登校等になった場合は、部活動を休止とする。
ただし、全国大会、関東大会及びその予選会等に参加する場合は、感染防止対策を徹底した上で、必要最小限の活動を可とする。
なお、活動する場合は、放課後等に部員全員が改めて集まることなく、登校している学年や学級ごとの活動にとどめる。
- (4) 合同練習や練習試合、発表会、大会などの他校との交流を伴う活動及び宿泊を伴う活動については、県の内外を問わず行わないこととする。
ただし、全国大会、関東大会及びその予選会等への参加は、感染防止対策を徹底した上で、認めるものとする。
- (5) 下記事項については、引き続き、指導を徹底する。
- ① 生徒や教職員等に対し、健康管理の徹底はもとより、本人及び家族等に発熱や体調不良など少しでも異変があった場合は、活動への参加を控えるよう指導する。
 - ② 休憩時間や部室等での更衣時及びミーティング等において、マスクなしの近距離での会話や会話しながらの飲食等を行わないよう指導する。
 - ③ 部室等の利用に当たっては、十分な換気を行うとともに、人数を制限して密集を避けるなど、感染防止対策を徹底する。
 - ④ 活動終了後は、速やかに帰宅するよう指導するとともに、帰宅途中の複数での飲食を控えるよう指導する。

【担当】

高校教育課	電話	027-226-4645
特別支援教育課	電話	027-226-4656
健康体育課	電話	027-226-4711